

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものである。子どもの健全な成長に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめ行為はもちろん、それをはやしたてたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じる姿勢が大切である。

本校では、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響をはじめとして、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを柱として、いじめ防止等のための対策を行う。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭、SC、SSW

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ いじめアンケートを実施し、状況の確認及び分析
- オ 教職員の資質向上のための校内研修
- カ 年間計画の企画と実施
- キ 年間計画進捗のチェック
- ク 各取組の有効性の検証

ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

南池田中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	相談窓口の周知 クラブ紹介	相談窓口の周知	相談窓口の周知	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認）
5月	申し送り事項及び家庭訪問によって把握された生徒状況の集約	申し送り事項及び家庭訪問によって把握された生徒状況の集約	申し送り事項及び家庭訪問によって把握された生徒状況の集約 平和学習の取り組み	授業参観 避難訓練
6月	中間テスト いじめアンケートの実施 カウンセリング週間 宿泊学習 社会性測定用尺度アンケート	中間テスト いじめアンケートの実施 カウンセリング週間 宿泊学習・職場体験学習 社会性測定用尺度アンケート	中間テスト いじめアンケートの実施 カウンセリング週間 修学旅行 社会性測定用尺度アンケート 進路説明会	
7月	期末テスト 三者懇談 非行防止教室	期末テスト 三者懇談	期末テスト 三者懇談	校内研究授業 第2回いじめ対策委員会（状況確認及びアンケート分析） 教職員人権教育研修
8月	平和登校	平和登校	平和登校	
9月	体育祭	体育祭	体育祭	
10月	中間テスト	中間テスト	中間テスト	校内研究授業
11月	文化祭 カウンセリング週間 交通安全教室 期末テスト	文化祭 カウンセリング週間 期末テスト	文化祭 カウンセリング週間 期末テスト	
12月	いじめアンケートの実施 社会性測定用尺度アンケート 三者懇談	いじめアンケートの実施 社会性測定用尺度アンケート 三者懇談	いじめアンケートの実施 社会性測定用尺度アンケート 三者懇談	第3回いじめ対策委員会（状況確認と取組の検証）
1月	校外学習 薬物乱用防止教室	校外学習	卒業テスト	校内研究授業 第4回いじめ対策委員会（アンケート分析と年度末反省）
2月	社会性測定用尺度アンケート いじめアンケートの実施 学年末テスト	社会性測定用尺度アンケート いじめアンケートの実施 学年末テスト	社会性測定用尺度アンケート いじめアンケートの実施	
3月	三者懇談 年度末反省	三者懇談 年度末反省	性教育講演 年度末反省	

※全ての教育活動において、気になる生徒への支援体制として、生徒指導部が対象の生徒を拾い上げ、生徒指導部開催のケース検討会議を、不定期に開催する。

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、上記のように年4回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

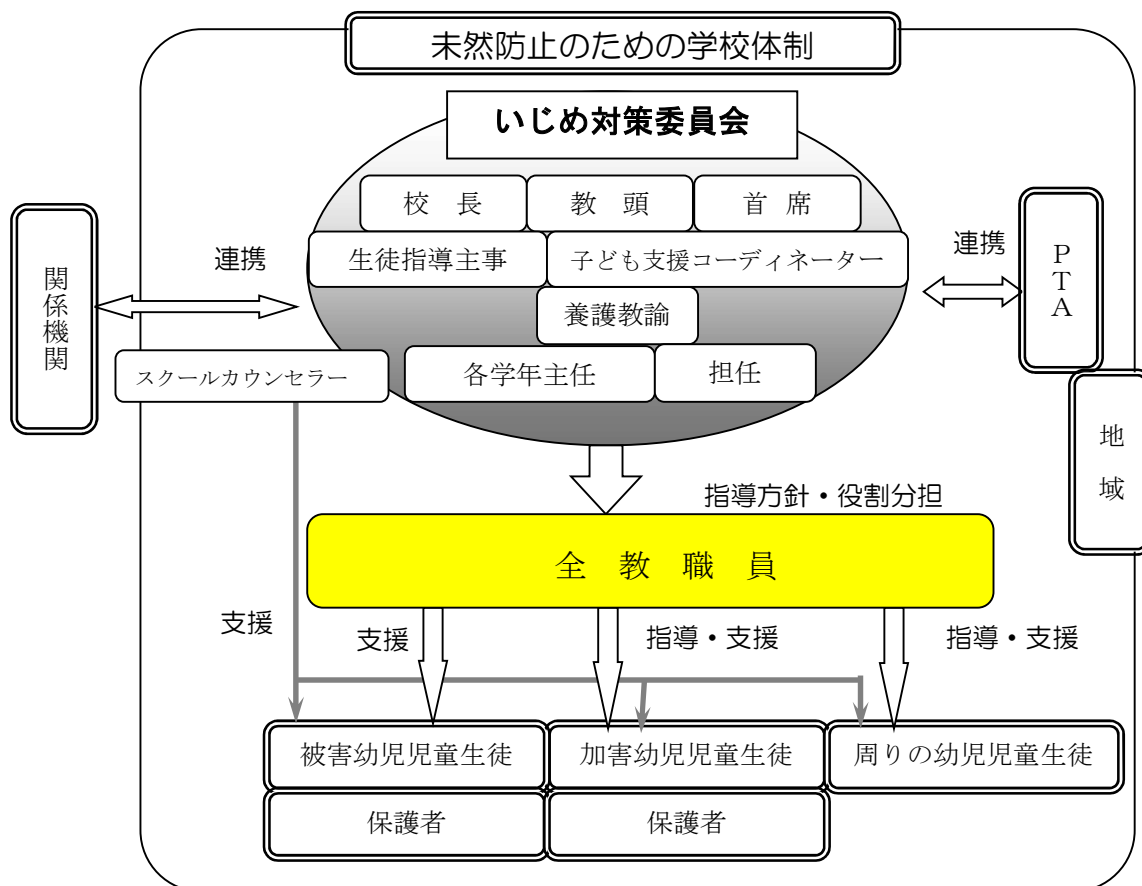
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重の考えが徹底されている環境であることが求められる。それを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む教育活動を、教科指導、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進していく必要がある。特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や、感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。その取組みの中で、お互いの信頼ある人間関係づくりや、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校では、「人の考えや意見を聞く姿勢」や「自分の考えを相手にわかりやすく伝える力」等のコミュニケーション能力の向上のための取り組みを進めていく必要がある。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための体制



3 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下のように、基本的認識を持たせる。
- 被害者本人が、心身の苦痛を感じているものについては、「いじめ」であり、職員・生徒の共通認識のもと、加害側への「指導」と被害側への「支援」を行うことが必要である。
 - いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
 - いじめ行為は重大な人権侵害事象であり、人として決して許される行為ではない。
 - いじめは大人（教職員・保護者）の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
 - いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
 - いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
 - いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の法に抵触する行為である。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。特に、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、体験活動を多く取り入れたり、自分の意見を発表し合う、学び合う等の、他者と関わる機会を増やす工夫をし、それぞれの違いを認め合う仲間作りをしていく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があること。逆に、子どもの変化に注意し、温かい、心のこもった声かけは、自己肯定感を高めるとともに、安心感を生み、生徒たちを大きく変化させることを理解しておく必要がある。
- 分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学しあい、意見交換していくことが大切である。年度当初に授業目標計画を共有し、授業研究、校内研修を重ねる必要がある。そのためにも、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。
- 児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりを重点目標に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるための工夫や、生徒に集団の一員としての自覚や自信をもつことができるような学年・学級の取り組みを考えていく。
- ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いて行くことが大切である。相談週間を定期的に行い、思いを正確に伝えるコミュニケーション能力を高めていく。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒の声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合える環境作りを大切にする。また、教職員のコミュニケーション能力、カウンセリング能力を高める工夫も必要である。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において、生徒が「認められている」「自分の活躍の場が与えられている」ように感じる声かけを多くしていくことが大切である。そのためにも、生徒一人ひとりの様子をしっかりと確認し、声かけのタイミングを見逃さないことが大切である。

- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業や総合的な学習の時間において、年間指導計画を作成するとともに、具体的な事例をもとに自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどのようにすべきか等を考える機会を増やす。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。生徒が示す小さな変化（サイン）を見逃さないためにも、教職員には、子どもを観察する力、よりよい集団にしていこうという熱い行動力が求められる。

休み時間や給食指導時、放課後の時間には、生徒の様子に目を配り、生徒と共に過ごす機会を持つ。特に気になる場合には、些細なことでも情報を交換し、生徒への理解を共有していく。

また、気になる行為が少しでも確認された場合は、対象となった児童生徒に寄り添いながら苦痛を感じていないか等、丁寧な聴き取りを継続的に行い、信頼関係を築きながら、気になる行為をした者への指導と気になることをされた者への支援を進めていく。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回実施する。

定期的な教育相談としては、各学期にカウンセリング週間を設定する。また、学期ごとの3者懇談を行う。日常の観察として、学級内のグループ構成の把握や、グループ内での人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。遊びやけんか、ふざけの行動においても、気になる行為については情報を教職員間で共有していく。

- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、日頃から生徒の行動（良かった行動、反省すべき行動）について記録し機会を設けて伝えていく。

- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することが必要である。特に、保護者とはいつでも相談できる人間関係を築き、「聞く姿勢」を意識した相談体制にする。

- (4) 保護者会や学校通信を含む広報誌により、いじめ防止対策推進法に基づいた「いじめ」の定義、学校いじめ防止基本方針、相談体制について広く周知する。

定期的なアンケート等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法、和泉市の個人情報保護のルールに沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

「いじめは人間的に絶対に許されない行為である」という強い認識を持つことが大切である。また、いじめをはやし立てたり、傍観する行為もいじめの行為と同じで許されない行為であることを確認しておく必要がある。いじめられた生徒については安心した学校生活を送ることができるよう、心のケアを中心に、環境の確保を行う。

仲間からの励ましや、教職員や保護者の支援、いじめた生徒が自己変革する姿が、人間的信頼回復のきっかけになると考える。

また、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止には大切なことである。いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚させることが困難な場合もある。いじめた行為の重大さを認識し、心から反省し、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけの行為やけんかなどにおいて、いじめと疑われる行為を発見した場合は、まずその場でその行為をやめさせる。また、生徒や保護者から「いじめではないか」という相談や訴えがあった場合は、正確な情報収集に努める。その際は、いじめられた生徒の安全を確保するように配慮する。
- ・教職員は一人で抱え込まず、管理職・生徒指導担当・学年主任に報告する。いじめ対策委員会は、情報を共有し速やかに事情の聴き取り等を行い、いじめの事実の有無を確認する。
- ・いじめと認知された場合は、いじめ対策委員会が中心となり情報を収集し、全教職員への周知を図る。
- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査方法や対応について相談する。犯罪行為として取り扱われるものと認められるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの定義とともに、いじめた児童生徒への指導、いじめられた児童生徒への支援について理解させ、保護者にも協力をいただく。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめには様々な要因があることに鑑み、指導の際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮を十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的な指導を行うと共に、保護者に対しては、情報を正確に伝え、健全な人間関係

の育成に向け、保護者と連携し、協力を求めると共に、継続的な助言を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。「観衆」「傍観者」として行動していた生徒に対しては、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることに気づかせる。また、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、教職員が「いじめを絶対に許さない」という姿勢を見せることと共に、いじめを見聞きした場合はすぐに知らせることが、いじめをなくすことにつながることを生徒に伝えていく。

6 ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上に不適切な書き込み（誹謗中傷や写真などの個人情報の流出）等が見つかった場合は、関係機関と連携しながら、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒から聞き取り等の情報収集に努め、拡散防止の観点により情報の削除を行う。
- ・被害にあった生徒の意向を尊重し、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。
- ・情報モラル教育を進めるため、教科指導等において、必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

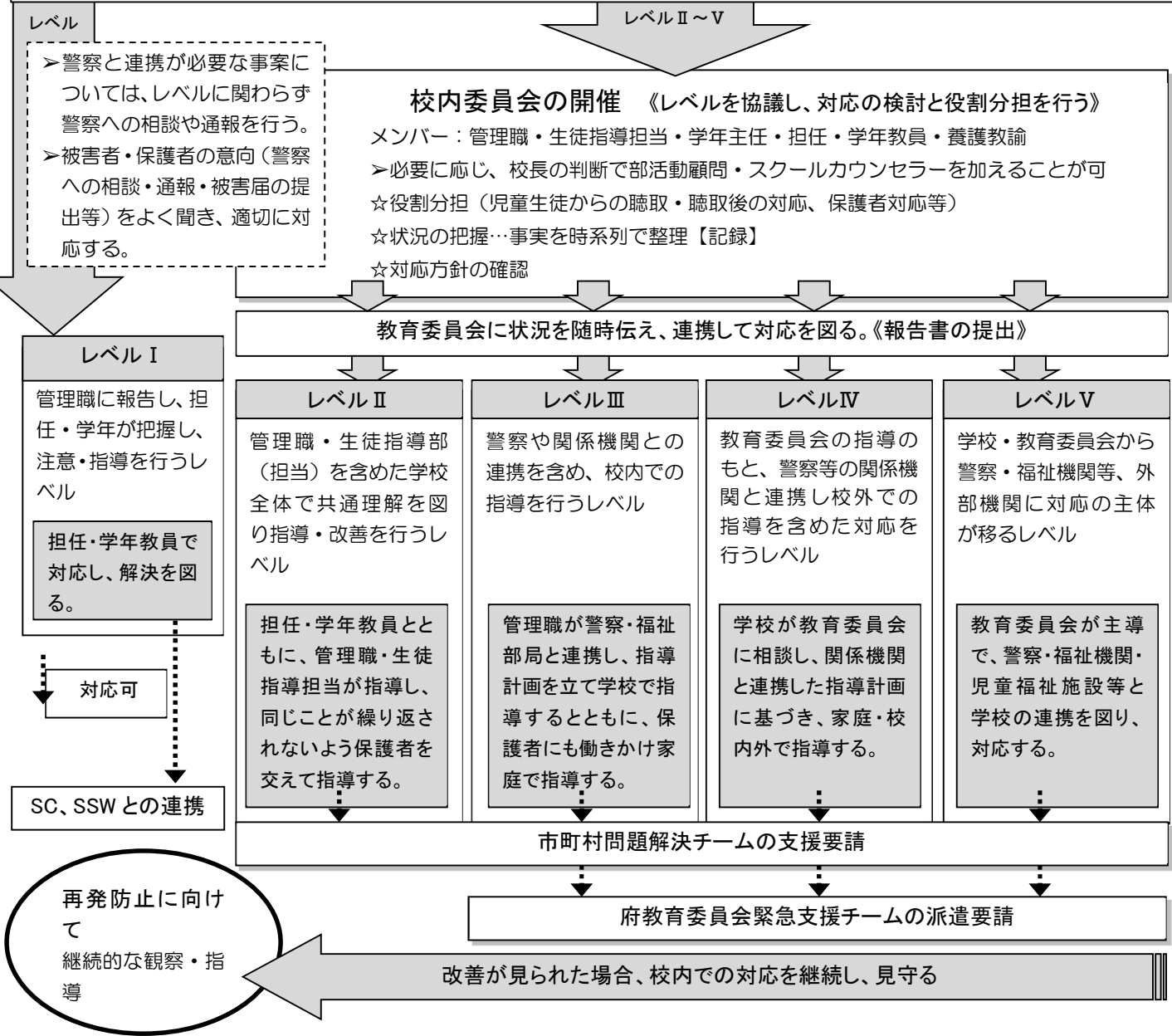
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
 - ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
- ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
- ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの)
 - 脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
 - 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
 - ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等
- ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
- ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れた。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請